

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷五十五第

月一十年七十和昭

論叢

最近に於ける佛印經濟の再編成に就いて……………經濟學博士 松岡孝兒

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界……………經濟學博士 小島昌太郎

商品群に對する需要……………經濟學士 青山秀夫

強制カルテル再論……………經濟學士 田均

時論

新豫算と増稅問題……………經濟學博士 汐見三郎

研究

有島武の經濟策論……………經濟學士 堀江保藏

說苑

分化と進歩……………經濟學士 出口勇藏

附錄

棄報

強制カルテル再論

靜田均

一八八三年に公けにされたクラインウンエヒターの『カルテル論』は、カルテルに關する最初の經濟學的文献として知られてゐるが、それは同時に強制カルテルの一般的設立を唱道した點において、まさしく現代的意義を有するものであることを忘れてはならぬ。『國民經濟の組織に關する一論』と副題する彼れの著書は、大要次の如き構想を有するものであつた。

議論の出發點をなすものは、資本主義社會に特有な生産の無政府状態である。あるひはその必然的所産である周期的恐慌の襲來であり、さらにその結果たる勞働力と生産手段の浪費である。いまや『經濟生活は強い改革の欲求をもつてゐる』と彼は考へる。しかし、私有財産の廢止を要求する社會主義には眞向から反對だ。彼はそれに代るものとして『國家による經濟生活の計畫的統制』を唱道したのである。そこで問題はその方法なり手段なりに移るわけであるわけであるが、彼によれば、カルテルこそは、『國民經濟の新しい組織に適した手段』にほかならない。カルテルは企業者相互間における無制限の競争をある程度除去し、生産をば少くともほゞ需要に適合するやう多かれ少かれ調節することを目的とする。とりわけ時あつてか起る過剰生産を防止するのが、その意圖なのだ。

ところで今日のカルテルは、いはゞ野生の植物にひとしい。國民經濟の無政府狀態が、特に生産者に加へた壓迫に對する自然的反動として生れたものであつて、政府の援助をうけなかつたばかりでなく、むしろその意に反してさへ發達したものである。しかし、現實のまゝではあまりに無力であり、薄弱であつて、本來の課題を完遂するに足りない。なぜなら今日のカルテルはおほむね一時的の存在であり、地方的性格をおびてゐるのみならず、法的承認を缺いてゐるからだ。そこで國家は何らかの適切な對策を講じなければならぬ。

まづ第一に、法律上その存在を承認し、進んで生産の獨占權を附與する必要が考へられる。需給の適合といふことは、獨占なしには困難だからである。けれどもそれは産業自由の制度を放棄することを意味し、必ずしも適切とはいへない。そこで考へられるのは許可制度といふことである。すなはち企業の新設に對しては、總需要と睨み合はせたくへで政府が適宜許可を與へるわけだ。第二は關稅政策である。これによつて國家は、カルテルに國內市場を確保せしめることもできれば、また必要に應じて外國の競争を導入することもできる。第三に國家はカルテルの價格決定に對して干渉を加へ、その專横を許さないことが必要である。要するにクラインウエヒターの主張は、國家がカルテルに保護と監督を加へ、カルテルによつて國民經濟の組織化をはからんとする點にあるのであるが、それは根本的にはカルテルが恐慌を除去する長所をもつと信ずるところから來てゐる。しかも、他方國家がカルテル化された特權的企業者に對して雇傭に關する一定の義務を課すべきことをも要求してゐるのは極めて興味深い。

(一) その勞働者を生涯雇ふこと

(二) 勞働者に充分の最低賃銀を支拂ふこと

(三) 勞働者の優劣に準じて昇進の權利を與へること

(四) 官吏と同じやうに昇進の道なき勞働者に對しては、勤務年限に應じて昇給を講ずること

(五) 老衰し、又は早期に不具となれる勞働者に對し、官吏に準じて終身年金を支給すること

(六) 死亡勞働者の遺族に對し考慮すること

要するに、國家のカルテル強化政策の代償として彼は企業者に對して、官廳の吏員と同等の待遇を勞働者に與へることを要求するのである。クラインウエヒターの『カルテル論』が出ると間もなく、シエモラーやシェツフはそれぞれ紹介の勞をとつたけれども、これを高く評價することはなかつた。當時の學界はだいたい否定的な態度を示した、といつてよい。それかあらぬか當のクラインウエヒターすらが、後になつて自説に留保的制限を加へたほどであつた。

クラインウエヒターより三年ほどおかれて、當時ジャーナリストとして名聲の高かつたシュタインマン・ブツヘルが同じやうに強制カルテルの一般的設立を唱道した。しかし、これも黙殺に終つてしまつたし、彼自身その後再び自説を繰返すことはなかつた。今世紀にはいつてから、カルテル専門の雜誌として有名な『カルテル・ルンドシャウ』(Karzell-Rundschau)が創刊されたが、その中にやはり強制カルテルを推奨した論文が見られる。けれどもそれは獨占の強化といふ點で、有力な反對に遭遇し、一般の顧みるところとならなかつた。

二

その後一九一〇年に加里業法が制定されて、強制割當が行はれ、また世界戰爭の勃發と共に、強制カルテルがそこゝに設立されたけれども、國民經濟全體のうへでは決定的な意義を主張するまでにいたらなかつたといつて

2) Steinmann-Bucher, Die Nährstände und ihre zukünftige Stellung im Staate. 1885.

よい。それにも拘らず、一般的な強制カルテルの設立を提唱する論者は、必ずしも稀ではなく、時として極めて熱心に主張された。特に戦争による財政需要の膨脹は、強制カルテル謳歌論の温床となつた。戦時中に提唱された強制カルテル論は租税政策と結びついてゐる點に共通の特色を認めることができる。

ナウマンによれば、戦後の財政政策は主として労働者保険を有する國家シンジケートのうへに立脚せねばならない。労働者保険こそは必然的な構成成分であり、これなくして國家シンジケートは階級國家の機關となることをえないし、また議會の多數を獲得し、維持することはできないであらう。財政的にいへば、國家シンジケートは實業團體にある種の課税をなすことを意味するが、實業團體は納税の義務を負擔する代りに、當該部門における唯一の政府公認の團體たる特權を享受する。例をアルコールにとると、國家はこれに生産税または製造税を課さないで、アルコール・シンジケートに對して、必要なだけの金額の調達を要求する。その結果、シンジケートは賦課金をメンバーから徴収するわけであるが、シンジケートに加入しない生産者または加工業者からも徴収することにすれば、アウト・サイダーはいきほひ加入を余儀なくされるであらう。

この國家から特權を與へられてゐるシンジケートが、何らかの理由によつて崩壊するか、または更新されぬ場合は、國家の課税は、シンジケートの維持に役立つだけの販賣數重または加工數重に對してなされる。價格形成および販賣方法はシンジケートにゆだねられてゐるが、國家は労働者の保険の違反に對して適宜課税に手加減を加へることによつて、統制することができる。これは國家にとつて貨幣を調達する最も容易な方法であり、また最も柔軟な方法である。それは營業上および技術的な集中ならびに改善を齎す長所をもつ。企業者の結合の自己利益は國家の利益に奉仕せしめられる。

ナウマンはかやうにまづ財政々策の見地より、強制カルテルを價值づけるのであるが、他方において關稅同盟の善後策としてもこれを價值づけるのである。中歐に經濟的地域を創設した場合、關稅の徹廢によつて起るべき困難の除去のためにも、國家的に規制されたシンヂケートは推奨に値する。中歐の鐵シンヂケートは、シンヂケート契約の中心點に位するが、これまで關稅と國家保護によつてえたところのものを、オースタリーおよびハンガリーの鐵工業者は、カルテルの販賣協定によつて確保しうるのみならず、外國市場の分割もカルテルによつて可能となる。鐵の先例はやがて他の産業部門にもおよびぶ。よく計算された割當とよく區劃づけられた國內市場が單一のシンヂケートに與へられ、國家の制裁によつて協定が勵行されるならば、もはや外部に對する共通の關稅線しか必要でない。

以上はナウマンの所論の概要であるが、類似の主張はこの時代に他の人々によつても唱道され、しばしば論争が行はれた。ところで租稅とカルテルとを結びつける見解には、二つの方向がありうる。一つは租稅の調達を第一義的に重要視し、強制カルテルの結成を第二義的に考へるものであり、他は強制カルテルの結成を主眼とし、これに租稅の給付義務を課することによつて潤色を施し、一般に好感を與へようとするものである。

前者の代表として、われわれはベルンハルトの租稅共同體論 (*Steuergemeinschaft*) をあげることができる。彼によると、國家の財政需要が増大する結果として、間接稅が増大せざるをえない。だが高率の課稅は最も有害であり、誤つた課稅は産業に對して破滅的影響を及ぼすことがある。産業および財政の繁榮のために、生産稅の高さと方法と等級とを如何に決定すべきかは、經驗上その産業の表裏に通曉する人のみのよくなしうるところであり。それゆゑ課稅は、官廳の手から練達な業界界の手に委譲した方がよい。ベルンハルトはかくてもつばら財政

2) Ebenda, S. 207 ff.

3) G. Bernhard, Probleme der Finanzreform. 1915 S. 55 ff.

上の見地より業者の團體である。租税共同體を唱道するのであるが、しかしこの種の租税共同體が當該部門の經濟關係の統制をも引受けることを豫想してゐる點は、注目に値する。すなはち同業者の生産過程にまで立ち入つて干渉をなすだけの權限を與へられることが必要であるし、また望ましいと考へ、租税共同體は課税に關する權限を與へられた他の半面において、生産の統制にあたるべき義務を負ふべきだ、と主張する。しかし、租税共同體より生産共同體への進展は、法的強制によつて爲さるべきではなく、同業者の希望にもとづいて爲さるべきである、といふのが彼の意見である。

第二の方向を示す適例はカローである。彼のいふところによると、ドイツとオースタリー・ハンガリーの兩政府が、もし農産物の販賣制度と工業における國家的に統制された強制シンデケートの設立とをもつてすれば、ドイツとオースタリー・ハンガリー間の關稅同盟に對する躊躇を克服することができる。後の問題に關して彼はいふ。國家がシンデケートの結成を法律で實現した場合、國家は當該産業に對して、自由競争において見られぬやうな本質的利點を保障する。シンデケート化された産業は、自由競争を排除して保護關稅を殆んど完全に利用することができし、個々の作業場の地理的状況を充分に考慮したうへ販賣に際して大きな節約をなすことができる。さらに適當な分業と經營の統一によつて本質的な效用を實現することができるし、また輸出業務を無統制な自由競争の場合より有力に實現することができる。

しかるに經驗の示すところによれば、シンデケートの結成に際しては、業者は種々の困難に遭遇する。それはたいいてい割當の決定に關して意見の一致を見ることが不可能に由來するものであるが、もし國家がこれに對して一定の基準を確定したとするならば、そして個々の業者と法律によつてシンデケートに加入することを義務づけ

るならば、シンチケートの當面する困難はたちどころに除去されるであらう。かくて國家は立法によつてシンジケートに大きな利益を與へるわけであるが、この保護された産業に對し、最初から生産または販賣された商品にこめて租税を徴することができる云々。

これを要するに強制カルテルと租稅政策とを結びつけようとする案は、戰爭中の特殊事情を背景として一時熱心に主張されたのであるが、稅收入の確保のためにはいさほひ強制カルテルの長期化を必要とし、従つてこれのため經濟の固定化を導く恐れあるのみならず、その實行價值といふ點においても多大の疑問なきをえないのであつて、結局において一般の支持をえることはできなかつた。今日においては殆んど忘れられ、財政學の文獻においても關説されてゐない有様である。

三

一般的な強制カルテルの理論的基礎づけが、戰前においては主として恐慌及び失業の克服といふ見地から、また戰中にはもつぱら租稅政策との關聯において爲されたことは、上來見た通りであるが、戰後において第一に注意すべきものは、かの社會化時代における一般的強制カルテルの理論的基礎づけである。それは從來の如き、机上の空論たるの域を脱し、現實にその姿を現はした點において、まことに興味深い。すなはち戰後ドイツの社會化時代における強制カルテルは、いはゆる『計畫經濟』の擔ひ手として登場した。それは一定の思想的な背景を有するのみならず、特殊な構造をもつ點において、異彩を放つてゐる。多くの強制カルテルが純經濟的な意味しかもたないに反し、社會化時代の強制カルテルは多分に政治的な意義をもつ。それはナチスの強制カルテルとも全く異つた色彩のものである。この間の消息を明かにするには、まづラーテナウ(Rathenau)、メッレンドルフ

(Mollath) 一派の經濟革新論に一瞥を投じなければならぬ。

ラーテナウが提唱した「新經濟」の理論の核心は、各産業部門毎に業者の團體を結成せしめ、それを通して國民經濟の最も合理的かつ能率的な運営をはからんとする點にある。業者の團體は、職業團體 (Berufshand) と産業團體 (Gewerbetriebe) とよりなるのであるが、ともに國家の公認團體であつて、強大な権限を附與せられ、國家の直接の監督のもとにおかれる。もつともそれは一齊に各部門毎に結成されるのではなく、例へば綿業の如き充分に條件の熟した部門から着手せられ、遅れた部門はあとから漸を追うて結成されるわけなのだ。

産業團體は多數の職業團體を統括する上位の團體にすぎないから、重點はむしろ職業團體におかれる。この職業團體は形式においては株式會社に近く、事業においてはシンデケートに近い。たゞ相違するところは、國家が積極的に協力するといふ點である。すなはち國家はこの團體に對して廣汎な権限を附與する。例へば新規加入者の許否を決する權、國內商品および輸入商品の一手販賣權、不良經營に補償を與へて閉鎖を命ずる權、事業の轉換・續行のため經營を買収するの權等々。同時に他方において國家は團體に對して管理、社會的給付、收益に對する課徴等に關して協力的な監督を加へねばならぬ。職業團體のあげた收益の一部は國家に歸屬し、一部は社會事業、勞賃の引止にあてられ、一部は生産者に留保され、一部は商品價格の引下に供せられる。職業團體の監督には國家の代表のみならず、勞働者の代表もあたるところに特色がある。

職業團體の事業としては製品の共同販賣および輸出、原料の共同調達等もむろんあるけれども、重點はむしろ生産能率の増進、コストの低下、各工場間、地區間における最も合理的な分業、規格統一・標準化の促進等におかれる。無統制な自由競争の廢らす無駄を排除し、國營事業の非能率を回避せんとする一種の生産共同體

(Produktionsgemeinschaft)であり、それを構成する各部分が有機的に相互の關聯を保ちつゝ上下縱横に結びつき、統一的な知覺・判斷・力・意思をそなへた有機體(Organismus)なのであつて、聯合體(Konföderation)ではな²⁾。

上級團體である産業團體の任務は調整と媒介とである。需要、商品調達、新しい要求に應じた事業の轉換、價格、給付時期、支拂制度、勞働紹介、各部門における經營の擴大および制限等に關與する³⁾。

要するにラーテナウの提唱する新經濟なるものは、國家經濟ではなく、業者の創意に立脚した私經濟を根本の建前とするものであるが、有機的な結合、内面的摩擦の克服、給付および負擔力の多面化には國家の協力を必要とするとなす點に獨自の面目が窺はれる。否、ラーテナウの議論はさらに一步を進める。すなはちかゝる新經濟は、單なる利潤の努力によつて擔はるべきではなく、各自の勞働は社會的職域を現はし、各自の義務は生産の最高の増強であり、かくして文化的小よび社會的繁榮の物質的基礎を創造せんとするにあるとの生産者意識によつて擔はるべきである。従つて彼は人々の『思想の變化と高貴化』を要望し、『産業の倫理化』、『魂の自由と責任と生長』に期待をかけた。彼によれば、社會機構の不正は政治構造の不正より大である。共同經濟は社會的不正を除却しないが、しかし將來の社會的構造に適應し、現在の多くの硬さを緩和するであらう。これ彼の言説がしばしば、現實的な經濟政策のプログラムより、むしろ豫言の性格をもつたと稱せられるゆゑである³⁾。

ラーテナウの思想に對して、メツレンドルフは本質的に別箇の轉向を與へた⁴⁾。彼はラーテナウの合理化の綱領と計畫的な經濟活動の擔ひ手としての業種別自治體の形成をば根本において取り入れた。しかし彼の意見は、ラーテナウとは反對に戦時の經濟組織を利用し、國家の影響のもとにすぐさま展開せしめ、過渡經濟の目的のために利用すべしといふにあつた。しかもその組織はあらゆる杓子定規をさけて、各種産業の特殊事情を考慮にい

2) Ibid. S. 237.

3) H. Beckerath, Kräfte, Ziele und Gestaltungen in deutschen Industrierwirtschaft, 1927, S. 19.

4) Wissell u. Möllendorf, Der Aufbau der Gemeinwirtschaft. Wirtschaftliche

れ、個別的に有機的に展開されなければならない。

メツレンドルフの共同經濟體のラーテナウとの重要な相違點は、計畫經濟による生産力の増進のみならず、社會的調整と公益的行爲の思想が前面に押し出されてゐるところにある。これらの産業自治體は共同經濟、『民族共同體』のために計畫的に運営され、社會的に統制された經濟』を推進しなければならぬ。適正なる勞働條件の形成——例へば勞働時間の短縮といふが如き——のため生産力の減退の生ずることをも、彼は考慮の中に入れてゐる。勞資間の利害の調整と公益の確保のため、經濟團體の中にできるだけ對等の割合で勞資双方の代表者が送られるばかりでなく、國家および學界の代表者も参加する必要がある。かくしてはじめて生産・商業および消費各段階の利益が、均等に考慮されるわけである。

ラーテナウの計畫經濟の思想は、強烈な社會倫理的樂天主義によつて貫かれてゐる。彼は第二次社會化委員會の席上において、年賦償還の方式による私的炭坑の漸次的公有化を提唱すると同時に、企業者の創意の價値を強調した。問題はこの相容れがたき二つのものを如何にして結びつけるかにあるが、ラーテナウは舊來の收益の觀念の代りに新しい共同感をもつてすべきことを要望したにすぎない。しかし、かゝる短期間のあひだに經濟精神の完全なる轉換を期待する者が、一般に對して充分の説得力をもちえなかつたことは、もちろんである。

メツレンドルフの懐抱する共同經濟の思想は、それ自體としてはいさゝか明瞭さを缺く。しかし共同經濟的利益の實現をもつて、個々の自治體の内部における經濟指導の原理たらしめようとした點は、とりわけ考究に値ひしよう。これに對する價値判斷はひつきやう、『計畫的に運営され、社會的に統制された經濟』が如何にして實際に『民族共同體』のために役立ちうるかといふ問題にかゝつてゐる。しかるにこの點になると、メツレンドルフ

は經濟的利益を考へたばかりでなく、より高き生活財すなはち社會的公正を考へた。それはラーテナウが全下イツ國民の文化水準の向上と經濟精神の轉換を限中においたのと、一脈相通するものがある。

いづれにせよ、いふところの價值、公正、文化、社會的感覺の招來に關する可能性の判斷は、論者の世界觀に依存する問題であつて、一定の世界觀から出發する人々にとつてのみ明瞭であり、具體的であるにすぎない。けれども經濟生活に直接携つてゐる人々は、さまざまの世界觀を抱いてゐるのであり、メツレンドルフの世界觀に反對のものもある。従つて經濟自治體によつてメツレンドルフの思想を實現せんとする試みは、絶えず社會政策および文化政策を加味した實踐的經濟指導を必要とするわけだ。が實際において、對立せる見解の調整は不可能であつた。個人主義的な資本家の代辨者と社會主義的な勞働運動の指導者とは、それぞれ世界觀を異にし、純經濟的觀點からのみ經濟問題の判斷をなさなかつた。彼等は社會的な又は反社會的な根本觀念に従つて、社會階級の代表者として對立したのである。⁵⁾

四

社會化時代の強制カルテルは嚴密には、社會主義的諸政黨のスローガンであつたところの鑛山の『社會化』⁵⁾すなはち私有の公有への轉化を意味するものではなかつたが、『公益』の名において一種の社會的管理下におかんとするものであり、いふところの『共同經濟』的基礎のうへに立脚するものであつた。一九一九年三月二十三日の有名な社會化法は、明かにかうした思想内容を謳つてゐるが、同じ日付で公布された石炭業法および加里業法は、まさしくこの社會化法の嫡出子であつた。それは八月二十四日の施行細則によつて最後の仕上げをうけた。石炭および加里における戦後の強制カルテルは、だから從來におけるが如く、組織の解體や過度の競争といつた

5) Beckerath, Ibid, S. 19 ff. S. 25 ff.

やうな純然たる經濟的原因にのみ基づくものではなくて、多分に政治的な性質をおびてゐることを、われ／＼は注意しなければならぬ。

そも／＼強制カルテルの設立は、國家の權力による獨占的地位の保障を意味する。それは取りも直さず、カルテル内部の潜在的競争と外部のアウト・ライダの競争の排除を意味し、經濟力の濫用に陥る危険性の大きいことを語るものに外ならない。従つて國家がかうした私的團體に保障を與へる以上、他方においてある程度の監視を加へねばならぬことは、明かであつた。國家の統制といふことは、強制カルテルにとつて必然的な最も重要な補足物なのである。そしてそれは立法の中にも充分に窺はれるのだが、しかしだからといつて家父長的な官僚主義への復歸であると思ふべきではなく、あくまでも強制的な獨占組織に對する必要な調整策と考へなければならぬ。こゝでは加里を省略し、石炭についてのみ見ることにしよう。

社會化の嫡出子である石炭強制カルテルは、如何なる機構よりなりたつのであるか¹⁾。

第一 石炭シンデケート　ドイツ全國を十一の地區に分ち、各地區毎に炭礦の所有者をして、石炭シンデケートを結成せしめる。所定の時日までに結成を完了せざる時は、經濟大臣は命令によつて設立せしめることができる。石炭シンデケートの結成以後新たに炭礦の經營を開始せんとするものは、出炭可能となると同時に、當該炭礦の所屬する地區の石炭シンデケートに加入しなければならぬ。一定の期間内に加入せざる時は、經濟大臣は命令によつて加入せしめることができる。こゝでわれ／＼の見逃してならぬことは、石炭シンデケートの業務執行機關および監査委員會に勞働者代表を必ず参加せしめる仕組になつてゐる、といふことである。石炭シンデケートの定款およびその變更は、全國石炭兼議會の認可をうけなければならぬ。なほこれらの石炭シンデケ

1) W. Thoenes, Die Zwangsyndikate im Kohlenbergbau und ihre Vorgeschichte. 1921 S. 55 ff.

1トのほかに瓦斯コークス業にも強制カルテルが設立された。

第二 全國石炭聯合會 (Reichskohlenverband) 石炭シンデケート、瓦斯コークス・シンデケートおよび炭礦所有者として多數の石炭シンデケートに加入する各支分國は、全國石炭聯合會を組織する。全國石炭聯合會は、各

石炭シンデケートの上にたち、その監督をなす機關である。すなはち石炭の販賣や自家消費を監視し、シンデケートの一般的供給條件を認可し、シンデケートの提議に對し、消費者の利害關係を勘案して、石炭の販賣價格を決定し、かつこれを公表するのであるが、聯合會の監査委員會の中には炭礦業者および消費者代表が参加することになつてゐる。

第三 全國石炭審議會 (Reichskohlenrat) 全ドイツ石炭業の最高の機關として、全國石炭審議會が創設された。

審議會の議員は六十九名であつて、支分國の代表者、炭礦・瓦斯工場・石炭販賣等の勞資代表者、消費者および若干の技術的専門家の代表者よりなる。石炭審議會は、『共同經濟』の原理に従ひ、政府の監督のもとに石炭經濟を指導するところのものである。それは石炭の輸出入の統制にも關與する。石炭審議會は石炭聯合會および石炭シンデケートの定款を認可する。石炭審議會は石炭業に對し一般的基準を與へ、特に不經濟的競争を防止し、消費者を保護すべき權利を有する。石炭審議會の中には三つの専門委員會が設けられてゐる。(1)炭礦技術經濟専門委員會、(2)燃料使用技術經濟専門委員會、(3)炭礦社會政策専門委員會。

第四 政府の監督 石炭業の最高の監督は、經濟大臣これを行ふ。經濟大臣は石炭審議會、専門委員會、石炭聯合會、シンデケートまたはその機關のあらゆる會議に代理人を参加せしめることができる。代理人は上記諸機關の決議にしてその權限を超え、法律に違反し、または公共の福祉を害するものと認めるときは、その理由を

陳述して決議の效力を停止せしむべき抗議を提出することができる。これに對して、經濟大臣は最終的な決定をなす。經濟大臣は、石炭審議會および石炭聯合會につき事情を聴取したる後、石炭聯合會の決定した石炭の販賣價格を引下げしめることができる。

以上これを要するに、社會化時代に創設されたドイツ石炭業の統制機構は、その上部構造として石炭審議會と石炭聯合會をもち、そして下部構造としてはライン・ウエーヌトフアリア石炭シンデケート以下十のシンデケートをもつてゐるのであるが、これらのシンデケートは強制カルテルであり、しかも、それには勞働者側の代表者も参加してゐる點に、大きな特色を認めることができる。しかし、強制カルテルとはいつても、政府の起草にかゝる定款が天降的に押しつけられたのではなくて、炭礦業者たちによつて作成されたものであるか、乃至は既成の定款が満期後に強制的に延長されたものであつた。ともあれ、われ／＼にとつての問題は單なる機構そのものではなく、機構の運営であり、統制の實績でなければならぬ。しかるにこの點になると、法的統制の實際的意義はあまり大したものではなかつたといふほかはない。これに關してわれ／＼は若干の傾聴すべき批判をもつてゐる。その一つは一九三〇年に發表された『生産販賣事情調査委員會』(Ausschuss zur Untersuchung der Erzeugungs- und Absatzbedingungen der deutschen Wirtschaft) の報告書だ。²⁾

これによつて見ると、加里ヤ石炭部門における強制カルテルは、特別の國家監視のもとに立つてゐるにも拘らず、カルテル的結合の不利をさげえなかつたばかりでなく、自由カルテルの長所を發揮しなかつた。とりわけ過剰資本化や誤れる投資をさける點において、明白に失敗であつた。價格決定の如何は、企業者・勞働者および消費者よりなる審議會の責任であるべきだが、實際においてはつねに經濟大臣の責任に歸してゐた。そしてこの官廳的な價格形成に對して、業者側の代表者は、それが景氣變動に不自然な影響を及ぼしたること、また政府の勞賃政策によつて業者の負擔が増大したこと等をあげて、非難を加へてゐる。もちろん雇主と勞働者との關係は、賃

2) Verhandlungen und Berichte des Ausschusses für allgemeine Wirtschaftsstruktur, 3, Arbeitsg. 4 Teil Kartellpolitik I Abschnitt (Generalbericht) 1930 S. 49 ff.

銀鬭争以外の場面において兩者の接近と提携を齎らしたに違ひないが、しかしそれは同一部門における勞資間の利害の牽連を明確に意識せしめたといふにとどまり、一般の利害または他の部門の利害と相合致するものでは必ずしもなかつた。かくて強制カルテルに對する實績批判はいきほひ消極的であることを免れず、委員會の意向はその一般化に反對であり、例外の場合においてのみ促進すべきであるとの結論に到達したのであつた。

より犀利な批評を加へてゐるのはパッサウである。彼のいふところによると統制の重點はもとどほりカルテルにおかれてゐた。以前からカルテルの存在してゐたところには、だいたひにおいて從來のやり方を踏襲し、たゞ一段の發展を見せたといふ程度にすぎなかつた。さうしてその運営は相變らずメンバーの利益本位であつた。『共同經濟』的な見地に從つては行はれなかつた。勞働者代表をいれたことは根本性格を變化しなかつた。カルテル化の前提の存在しなかつたところでは、悪くすると規定の言葉だけで満足するほかはなかつた。個々の『シンデケート』はその實嚴密な意味のシンデケートではなかつた。石炭の販賣が共同の營業所で行はれたわけでないからである。上部構造である石炭聯合會や石炭審議會は、その實際的意義においてそれに捧げられたパラグラフの仰々しい數に對應しなかつた。パッサウはかく忌憚のない批評を浴びせた後、次の如くにいつてゐる。『シンデケート』に對する監督の實際の重點は經濟大臣の手中にある。カルテルがその價格決定において自由でないといふ事實は、むしろ大きな意義をもつに相違ない。しかし、これほど煩雜な統制を加へずとも、價格の形成に對する國家の影響を導入することは、できたであらう』と。約言すれば、この統制方式によつて達せられた程度のことなら、必要な場合に強制カルテルを設立する權限を經濟大臣に與へただけで足りたのではないかと。

ナチスが政權を獲得してから間もなく、すなはち一九三三年四月二十一日附で石炭業法の改正が公布された。この改正によつて全國石炭審議會の議員數は六〇名から三二名に減らされたばかりでなく、全國石炭聯合會や石炭シンデケートの理事の中から、勞働者代表の理事は除外されることになつた。たゞし、監視委員の中には依然として勞働者代表が參加してゐる。